

中小企業等事業再構築促進事業

令和3年度補正予算額 6,123億円

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、中小企業等が、新分野展開や業態転換などの事業再構築を通じて、コロナ前のビジネスモデルから転換する必要性は、依然として高い状況にあります。
- こうしたことから、令和2年度3次補正予算で措置した中小企業等事業再構築促進事業について、必要に応じて見直しや拡充を行いながら、中小企業等の事業再構築を支援し、日本経済のさらなる構造転換を図ってきたところです。
- 本事業について、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者への重点的支援を継続しつつ、売上高減少要件の緩和などを行い、使い勝手を向上させます。
- 特に、ガソリン車向け部品から電気自動車等向け部品製造への事業転換のように、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型を創設することで、ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援していきます。

成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上の増加等を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

主な補助対象要件

- 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること（グリーン成長枠を除く）
- 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること（補助額3,000万円超は金融機関も必須）等

補助金額・補助率

申請類型	補助上限額（※1）	補助率
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、1,500万円（※2）	中小3/4、中堅2/3
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円（※2）	中小2/3、中堅1/2（※3）
通常枠 (事業再構築に取り組む事業者に対する支援)	1億円	中小1/2、中堅1/3（※3）
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行なながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2、中堅1/3

（※1）補助下限額は100万円 （※2）従業員規模により異なる
（※3）6,000万円超は1/2（中小のみ）、4,000万円超は1/3（中堅のみ）

補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費（一部の経費については上限等の制限あり）

6

事業再構築補助金の見直し・拡充（令和3年度補正予算）

※以降は補正予算成立が前提であり、今後内容が変更になる場合がある。

1. 売上高10%減少要件の緩和

第6回から

売上高10%減少要件について、「**2020年10月以降**の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が**コロナ以前と比較して5%以上減少していること**」を撤廃し、「**2020年4月以降**の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、**コロナ以前と比較して10%以上減少していること**」のみを要件とするよう要件を緩和。

2. 回復・再生応援枠の新設

第6回から

引き続き業況が厳しい事業者（※1）や**事業再生に取り組む事業者**（※2）を対象とした申請類型を新設し、最大1,500万円（※3）まで、**補助率を3/4に引上げ**（通常枠は2/3）手厚く支援。また、**主要な設備の変更を求めている要件を課さないこと**とし、事業再構築に取り組むハードルを緩和する。

なお、これに伴い**緊急事態宣言特別枠は廃止**。

（※1）2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対2020年又は2019年同月比で30%減少
（※2）再生支援協議会スキーム等に則り再生計画を策定（詳細な要件は検討中）
（※3）従業員規模に応じ、500万円、1,000万円又は1,500万円

3. グリーン成長枠の新設

第6回から

グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象（※）に、**補助上限額を最大1.5億円まで引き上げた**（従来は1億円）新たな申請類型を創設。グリーン成長枠は**売上高10%減少要件を課さない**。なお、これに伴い卒業枠・グローバルV字回復枠は廃止。

（※）事業再構築の内容が、グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、研究開発・技術開発又は人材育成をあわせて行うことで、付加価値額年率5.0%以上（通常枠は3.0%以上）の増加を目指す場合

4. 通常枠の補助上限額の見直し

第6回から

限られた政策資源でより多くの事業者を支援するため、**通常枠の補助上限額**について、従業員規模に応じ、従来の**4,000万円、6,000万円、8,000万円**から**2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円**に見直し。

5. その他運用改善等

①引き続き継続

②第5回から

- 最低賃金枠、大規模賃金引上げ枠**は維持し、賃上げに取り組む事業者の生産性向上について、引き続き強力に支援。
- 事業再構築で**新たに取り組む事業の売上高が、総売上高の10%以上**となる事業計画を策定することを求めている要件について、**付加価値額の15%以上でも認めること**とともに、**売上高が10億円以上の事業者**であって、事業再構築を行う**事業部門の売上高が3億円以上**である場合には、**当該事業部門の売上高の10%以上でも要件を満たすこと**する。

7